

知事  
デニー  
がんばれ!

過去、未来と交差する

# 沖縄県民の現在の民意を見た

## 憲法13条の実現を求める辺野古米軍新基地建設反対運動



玉城デニー沖縄県知事は辺野古埋め立て工事の設計変更を認めず

日本全土の0・6%の広さの面積しかない沖縄県に在日米軍施設の70%が集中し、米軍基地の重圧に呻吟する沖縄県民は、その負担の軽減を求めて何度も民意を示してきた。この民意を無視することは、憲法95条の理念を無視するものではない。

内田 雅敏 ● 弁護士

返してしまった。彼は、そんな言葉を発したことも忘れたかのよう  
に無言でゲート前の座り込みに行  
く準備を始めた。

憲法95条は、「一の地方公共団  
体のみに適用される特別法は、法  
律の定めるところにより、その地  
方公共団体の住民の投票において  
その過半数の同意を得なければ、  
国会は、これを制定することが出  
来ない」と「特別法の住民投票」

に関する規定をしている。法律の  
制定権は、「国会は、国権の最高  
機関であつて、国の唯一立法機関  
である」（憲法41条）とする国会  
による立法権の独占に対する「例  
外」規定となつている。

この条文の制定理由（立法趣  
旨）は、立法権を独占する国会の

多数派が、ある特定の地域だけに  
不利益な法律を制定しようとする  
場合に、その地域の住民の投票に  
よる意思表示（民意）でこれを阻  
止することを可能ならしめるとこ  
ろにある。憲法95条がその字義通  
りに解釈されるならば、これが発  
動されるのは特別法の制定に関す  
る場合だけということになる。

しかし、この条文が設けられた  
根底にはある特定の地域だけに不  
平等な施政を行つてはならないと  
いう基本理念（憲法14条法の下  
の平等原則）がある。逆に言えば、  
不平等な施政に対しては「民意」  
によって跳ね返すことが出来る  
という意味でもある【注1】。

この日の琉球新報は、一面トッ  
プに「民意無視 許されず」のメ  
インタイトルの下、「代執行 県  
が答弁 辺野古対話による解決訴  
え」のサブタイトルで、国による  
代執行の裁判に対し玉城デニー知  
事は県民を代表して、国の請求の  
棄却を求める答弁書を福岡高裁那  
覇支部に提出し、米軍新基地建設  
のための埋め立て反対が多数とな

## 憲法95条は沖縄県民の合言葉

2023年10月19日午前、沖縄  
辺野古米軍キャンプシユワブ前で  
の辺野古米軍新基地建設に反対す  
るため、工事用ダンプトラックの  
通行妨害に参加しようと、抗議団

がゲート前近くに設置したテント  
で待機していた。ほどなくして到  
着した年配の男性が近づいて来て、  
「憲法95条」とつぶやくように語  
りかけてきた。とっさのことであ  
ったので思わず、「憲法95条は沖  
縄県民の『合言葉ですか』と問い

った県民投票結果などの民意を核に据え、辺野古米軍新基地建設の「意思決定において、当該地方公共団体の住民の意思を無視して行うことは到底許されない」と強調し、国は代執行に頼ることなく、「対話による解決の道を探ることが最善の方法である」と訴えたこと報じた。玉城知事が無視することは出来ないとする「民意」には、現在の沖縄県民の民意だけでなく、過去、未来の沖縄県民の民意も含まれていることを理解しなければならぬ。

本土決戦準備のための捨て石とされ、県民4人に1人がなくなるという悲惨な沖縄戦を経へ、1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約で切り捨てられ、米軍の占領下、米軍基地の重圧に呻吟する中で、米軍基地の撤去を求めて闘いながら彼岸に逝った有名無名の人々―翁長雄志前知事もその一人―の民意、そして基地のない島に住みたいと思っているまだ生まれていない未来の子供たちの民意がある。志半ばという故人たち

の思いを受け継ぎ、後者については未来の子供たちには基地のない島に住ませてやりたいという思いで、現在の民意は過去、未来の民意と交差する。

## 古来からの政治の要諦

堯舜兎の兎が治水帝と呼ばれるように、神話時代を含めて古来より政治の要諦は、治水、即ち民の暮らしを守るところにあった。

2014年11月、翁長雄志知事の選挙応援に駆け付けた、映画「仁義なき戦い」の俳優菅原文太氏は、「政治の役割はふたつある。一つは国民を飢えさせないこと、もう一つは、これが最も大事なことで、絶対に対戦をしないこと」と簡明に語り掛け、聴衆の共感を呼んだ。

日本国憲法も13条で、「すべての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で最大の尊重を必要とする」と個人の尊重と幸福追求権を

規定し、憲法を中心に据えている。

表現の自由が否定された時代があったからこそ、表現の自由の保障が規定されたように、憲法に権利の保障が規定されているのは、かつて、その権利が否定された時代があったからだ。

戦後民主主義下で育った私は、各人が個人として尊重され、幸福を追求できるのは当たり前と思ってきた。昨今、格差社会拡大の中で、この権利の実現がかなり難しくなっているが、それでも建前としてはこの権利は認められている。だから13条「幸福追求の権利」という当然のことをわざわざ憲法典に書き込む必要があるのかと疑問を抱いていた。

## 城山三郎の憲法13条

この疑問は、作家の故城山三郎



2023年10月、沖縄キャンプシュワブ前 沖本裕司氏撮影

氏が「自分たちの青春は惨めだった。個人の幸せを考えることは許されなく、天皇のため、国家のためはどう死ぬかを考えることしか許されていなかった」と書いているのを読んだとき氷解した【注2】。戦争の時代には個人が幸福を追求することは建前としても許されていないなかった。「夢に出て来た父上に死んで帰れと励まされ 覚めてにらむは敵の空」(露営の歌) 作詞藪内喜一郎、作曲古関裕而) というような恐ろしい歌が謳われ

ていた時代があった。むかしの話ではない。ただか78年前ことだ。

「人々は、大正末期、最も拡大された自由を享受する日々を過ごしていたが、その情勢は、わずか数年にして国家の意図するままに一変し、信教の自由はもちろん、思想の自由、言論、出版の自由もことごとく制限、禁圧されて、有名無実となったのみか、生命、身体

の自由をも奪われたのである。『今日の滴る細流がたちまち荒れ狂う激流となる』との警句を身をもって体験したのは、最近のことである。情勢の急変には10年を要しなかった」(1997年4月2日、愛媛県靖国神社玉串料訴訟最高裁大法廷判決における尾崎行信裁判官補足意見)なのだ。

国家が、言論、思想の自由どころか、個人の生命、身体の自由さえも奪ってしまった戦争という惨めな時代を再来させないために、戦争の放棄、戦力の不保持を宣言した憲法9条を設け、国家に個人の尊重、幸福追求の権利を保障させるために13条の幸福追求の権利

を憲法典に書き込んだ。13条の延長上に、25条生存権、26条教育を受ける権利、27条勤労の権利、等々の保障がある。

「戦争で得たものは憲法だけだ」というのが生前の城山三郎氏の述べたことだ。

城山三郎氏の述懐は本土(ヤマト)の話だ。戦後も占領下おかれた沖縄は憲法番外地であり、1972年の「復帰」後も沖縄では米軍基地の集中が続いた。そしてさらに強化されてきた。その結果が、国土の0・6%の広さしかない沖縄への在日米軍施設の70%の集中である。

### 憲法番外地の沖縄

今、「台湾有事」が喧伝される中で琉球列島へのミサイル配備、要塞化が急ピッチで進められている。そして、米軍と自衛隊の一体化、日米合同軍事訓練、日米軍統一指揮所の設置、防衛費の大幅な増額等、まさに『今日の滴る細流がたちまち荒れ狂う激流となる』(前記尾崎行信裁判官)という警

句のとおりだ。

### 権利のための闘争の義務

### 沖縄よ、どこへ行く

権利は憲法典に書きこまれることによって当然に実現されるものではない。憲法97条は、「この憲法が日本国民に保障する基本的な権利は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は過去幾多の試練に耐え……」と述べる。

辺野古キャンプシユワブゲート前のテントでは、朝、昼、午後の3回の座り込みの合間を縫って、報告、意見交換、などと共に歌が歌われる。

憲法第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならぬ」と権利のために闘う義務を課している。米軍基地の縮小・撤去を求める沖縄県民の闘いの歴史は憲法12条の実践そのものである。辺野古米軍新基地建設反対の闘いは、憲法13条の保障する沖縄県民の「生命、自由及び幸福の権利」の実現を目指すものであり、玉城知事の埋め立て工事の設計変更を認めないという強い姿勢は、こうした県民の民意を背景とし、憲法95条「特別法の住民投票」の法意に依拠したものである。

毎週木曜日の昼休み、I氏がギターの弾き語りですく歌う「沖縄よ、どこに行く」(作詞・作曲・安里正美)が心に染みる。1970年代に作られた歌だが、国境の最前線として要塞化が急ピッチで進められている沖縄の現在、明日を謳っているようにも聞こえる。

島を耕すように 艦砲射撃の雨が降る ほんとうの敵は誰なのか 尊い命は 帰らない ドンパチャ かってつけた国 祖国と呼んだあの国は

なぜだかこの島放り出し アメリカより遠い国 流れ流されてどこまでも 沖縄よ、どこへ行く 戦が教えてくれたのは 愚かさだけなのに

生まれたときは アメリカ世 た  
めらいもなくドル時代 勝った

負けたの関係で がんじがらめの

お触れ書き 戦が終わりました戦

島を飛び立つ米軍機 我々の島

が あの国の人々を苦しめる

流れ流されて どこまでも 沖繩

よ どこへ行く

金網の向こうに 平和など あり

はしないのに

アメリカ世から大和の世 期待と

不安の世替わりは

戦をしない日本の 兵隊たちがや

ってきた

物があふれる暮らしより 金網の

ないこの島を

それがアジアの人々へ 償いの証

流れ流されて どこまでも 沖  
繩よ

戦が教えてくれたのは 愚かさだ

けなのに

金網の向こうに 平和など あり

はしないのに

この弾き語りを聴きながら辺野

古ゲート前に集まった人々は15時

頃に予想されるこの日3回目のダ

ンプの搬入に備える。

【注1】木村草太東京都立大学教

授（憲法学）は、辺野古米軍新基

地建設問題には憲法95条が適用さ

れるという見解を述べている。

【注2】城山三郎氏は、戦争末期、

伏龍隊に組み入れられていた。伏

龍隊とは竹の先に爆薬をつけたも

の持って、海中で待機し、敵の上

陸用舟艇が近づいてきたら、その

爆薬を艇の底に接触させて爆破し

ようとするとするものである。もちろん

自分も爆死する。

この「伏龍」作戦に動員された

のは16歳前後の子供たちであった。

現実には8月15日の敗戦で出撃は

なかったものの、劣悪な潜水用具等

もあつて、訓練中の事故死もかな

りの数に上るといふ。

本文で書いたように「戦争で得

たものは憲法だけだ」というのが

口癖だったという城山三郎氏だが、

娘さんによるとこんなエピソード

もあるようだ。

一人暮らしになった父と箱根旅

行に行った際、カラオケに誘われ

ました。父がカラオケだなんて初

めてのことで驚きましたが、もつ

と驚いたのはリクエストしたのが

「月月火水木金金」と「海行かば」

だったこと。軍歌はずっと避けて

きたはずなのに、と思ったからで

す。

父がマイクを持つと画面に戦争

当時の若い兵隊が出征する映像が

映ったんです。入隊当時の父と同

じ年頃の少年兵たちの姿が。

初めて聴いた父の軍歌は、歌う

というより唱える様な感じで、声

もかすががちで聞いていてつらか

ったです（井上紀子 2023年

10月24日朝日新聞「耕論」）

分かるような気がする。